

第1回 伝茨田堤調査研究指導委員会 会議録

日 時 平成24年9月4日(火) 午後1時30分～

場 所 市立歴史資料館2階多目的室

出席者

指導委員：堀江委員、藤本委員 2人中2人出席

オブザーバー：地村大阪府教育委員会文化財保護課総括主査

三宅教育長

事務局：柴田生涯学習部長、脊戸地域教育文化課長、藤川課長補佐、宇治原副参事、常松学芸員

会議次第

- 案件1 会議の公開について
- 案件2 史跡伝茨田堤の現状について
- 案件3 茨田堤関係資料について
- 案件4 史跡伝茨田堤の発掘調査について
- その他 現地視察

資料

- ① 第1回 伝茨田堤調査研究指導委員会 議事次第
- ② 同 出席者一覧
- ③ 同 座席表
- ④ 〈資料1〉 伝茨田堤調査研究指導委員会規約
- ⑤ 〈資料2〉 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
- ⑥ 〈資料3〉 伝茨田堤調査研究指導委員会の会議公開要領(案)
- ⑦ 〈資料4〉 伝茨田堤調査研究指導委員会傍聴要領(案)
- ⑧ 〈資料5〉 史跡伝茨田堤現状資料
- ⑨ 〈資料6〉 茨田堤関係資料(明治時代の公図)
- ⑩ 〈資料7〉 発掘調査の位置(案)

午後1時30分開始

課 長：

ただいまより伝茨田堤調査研究指導委員会を開催いたします。

私は、本委員会委員長が選出されるまでの間、司会を務めます地域教育文化課長の脊戸でございます。円滑な議事進行にご協力を賜われますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

開会にあたりまして、三宅教育長からご挨拶を申し上げます。

三宅教育長：(挨拶)

まず委員の皆様におかれましては、伝茨田堤調査研究指導委員会の委員就任を快くお引受けいただきましたことを御礼申し上げます。

また、本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、大阪府指定史跡伝茨田堤は、「古事記」「日本書紀」にも記されているわが国で最も古い堤防であるばかりでなく、専門家の間では築堤にまつわる説話が著名であり、全国からも見学にお越しになるなど、本市を代表する歴史遺産でございます。

本市といたしましては、門真市第5次総合計画のなかで「歴史文化遺産については、調査を適切に行い、保存と継承を行うとともに、市民が文化遺産に接することができる機会と場の充実に努めます」と記載してあります。そのことから、伝茨田堤等歴史文化遺産を適切に保存・整備そして活用していくことが命題となっているわけでございます。

そのようなことから、伝茨田堤が市民の皆様から愛され、そして門真の市民の誇りとなる歴史遺産となるよう伝茨田堤の保存・整備・活用について、先生方に様々な角度からご指導並びにご助言を賜りたいというふうにて考えております。誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

課 長

ありがとうございました。

課 長（資料の確認）

委員会を始めるにあたりまして、お手元の資料をご確認ください。10点でございます。

① 第1回 伝茨田堤調査研究指導委員会議事次第、次に②同じく 出席者一覧、次に③同じく 座席表、次に④〈資料1〉 伝茨田堤調査研究指導委員会規約、次に⑤〈資料2〉 審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、次に⑥〈資料3〉 伝茨田堤調査研究指導委員会の会議公開要領（案）、次に⑦〈資料4〉 伝茨田堤調査研究指導委員会傍聴要領（案）、次に⑧〈資料5〉 史跡伝茨田堤現状資料、次に⑨ 〈資料6〉 茨田堤関係資料（明治時代の公図）最後に⑩ 〈資料7〉 発掘調査の位置（案）以上でございます。

もし、漏れているものがありましたらご連絡くださいますようお願いいたします。

課 長：（出席者紹介）

本日のご出席の皆様をお手元の出席者一覧の1ページ名簿の順にご紹介申し上げます。

交野市文化財事業団 理事の堀江門也委員でございます。

武庫川女子大学ならびに甲子園大学 非常勤講師の藤本史子委員でございます。

本日、大阪府教育委員会事務局文化財保護課からオブザーバーとしてご出席くださいました、地村邦夫総括主査でございます。

つづきまして、事務局の職員を紹介いたします。生涯学習部長の柴田昌彦でございます。

地域教育文化課課長補佐兼歴史資料館長の藤川しのぶでございます。

地域教育文化課副参事の宇治原靖泰でございます。

歴史資料館学芸員の常松隆嗣でございます。

私、地域教育文化課長の脊戸隆でございます。

課長：

それでは、次第に従いまして進めさせていただきますが、ここで教育長と生涯学習部長は公務のため退席させていただきます。

課長：(委員長選出)

はじめに、「委員長の選出について」でございます。

お手元でございます資料1、伝茨田堤調査研究指導委員会規約第6条第2項の規定によりまして、委員長は互選により定めることとなっております。

選出にあたりまして、いかがいたしましょうか？

藤本委員：

委員長には、堀江委員にお願いしたいと思います。堀江委員を推薦いたします。

課長：

ただ今、藤本委員から、委員長には堀江委員をとの、ご推薦がありました。堀江委員よろしいでしょうか。

堀江委員：

承知いたしました。

課長：

ありがとうございます。それでは、委員長には堀江委員にご就任いただくこととさせていただきます。委員会を代表して堀江委員長に、就任にあたりましてご挨拶をお願いいたしたく存じます。

委員長：(挨拶)

ご推挙をいただき光栄なことでございますが、なかなか不慣れでございますので、うまくできるかどうか自信がございませんけれども、させていただきますと思います。

私は大阪府教育委員会文化財保護課を退職いたしまして8年になります。

ずいぶん昔のことになりますが、この伝茨田堤を府の史跡として条例指定するということで、細部について内部でいろいろ議論したことがありました。これは昭和49年の指定ですが、それ以前は顕彰規則指定で、それから府の条例ができて、新たに指定しなおすというような時期に、いわゆる「伝」が付いているものとか、あるいは指定地でも石碑が動いているところがあったり、不確かなものがあったり、それをそのまますんなりと府指定に移行できるかというようなことで、内部でいろいろと議論したこともあったのです。そのときにどうしようということもあったのですけれども、結局時間切れで、また先達のいろいろな先生方の研究成果をしっかりと尊重しなければいけないということがあったりして、「伝」をつけたままで、本当は「伝」を取りたかったのですが、「伝」をつけたままで府条例で指定したというようないきさつでした。

これは委員をお受けするという事になって思い出したのですけれども、そういうことで、何らかのご縁があって今回の「伝茨田堤調査研究指導委員」をさせていただくことになりましたので、一生懸命やらせていただきます。藤本先生ともども頑張ってやらせていただきたいと思います。まずは調査研究から、その先は保存活用ということで、それを念頭に置きながら関わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

課長：

ありがとうございました。それでは、以後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願い致します。

委員長：

では、私の方で議事を進めさせてもらいたいと思います。案件に入ります前に事務局から今回の委員会の趣旨説明があります。

補佐：

郷土の歴史・文化財に対する関心が高まるとともに、市民等の文化財保護・保存への気運が高まってきてはおりますが、府指定史跡「伝茨田堤」をはじめ、多くの歴史遺産が開発が進む都市に埋もれ、保護・活用が遅れ、一部では保護設備の老朽化が進んでいます。今後、市内にある歴史遺産を正しく理解し、保護・活用していくために、資料の収集・調査を進め、歴史遺産の整備をおこなう必要があると存じます。門真市では平成24年度から歴史遺産整備事業を実施するにあたり、大阪府指定史跡「伝茨田堤」の保存・整備及び茨田堤や旧街道、国指定天然記念物「薫蓋クス」等の資料の収集・調査・研究をすすめてまいりたいと考えております。

今年度は、茨田堤に関係する資料の収集と伝茨田堤の発掘調査を行います。文化財専門の委員会により府指定史跡「伝茨田堤」の保存・整備・活用等についてご指導・ご助言を賜りたいと考えております。

委員長：

続いて、案件1「会議の公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

補佐：

案件1についてご説明いたします。

本委員会におきまして、ご議論いただきます内容につきましては、市民の関心が高いと思われまので、その過程の透明性を高める必要があると考えております。

つきましては、お手元の資料2にお示ししておりますとおり、門真市には「審議会等の会議の公開に関する指針」がございまして、その第3条に基づき、委員会は公開するものとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議録につきましては発言、趣旨などを把握できるような形での全文筆記とさせていただき、委員各位のご確認をいただいたのちにホームページにおいて公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料3「伝茨田堤調査研究指導委員会の会議公開要領（案）」についてでございます。

この要領につきましては、資料2「審議会等の会議の公開に関する指針」第1条に基づき定めるものでございます。

要領につきましては、「1 会議の公開」、「2 公開の方法等」、「3 傍聴の受付等」、「4 会場の秩序維持」、「5 会議開催の周知」、「6 会議記録の閲覧等」、「7 事務局の設置場所」、そして「8 その他」を定めております。

続きましてお手元の資料4「伝茨田堤調査研究指導委員会傍聴要領（案）」をご覧ください。

これは、本指導委員会が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する遵守事項を定め、傍聴者への周知に努めるものとしております。

内容は「1 傍聴の手続」、「2 会議の遵守事項」、そして「3 会議の秩序維持」を定めております。
以上でございます。

委員長：

説明は終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
(意見なし)

委員長：

意見がないようでしたら、本委員会を公開とし、会議録・傍聴要領については原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委員長：

ありがとうございます。続いて、案件2「史跡伝茨田堤の現状について」であります。
事務局、説明をお願いします。

副参事：

史跡伝茨田堤の現状と発掘調査につきましては会議でのご説明だけではイメージしづらいと存じますし、また今後の保存整備にも必要と思われるので、後ほど現地視察をお願いしたいと考えております。

(茨田堤とは)

茨田堤は「古事記」「日本書紀」に記載があり、記録に残るわが国最古の堤防で、仁徳天皇の時代に淀川の洪水から地域を守るために築かれたとされております。また、築堤にまつわる説話もあり、全国にその名が知られております。

しかし、現代に確実な遺構が継承されることがありませんでしたので、宮野町に残されていた古堤こそ茨田堤の遺構として地元による保存運動を経て、伝茨田堤の名称で大阪府により史跡指定されたものでございます。

(現状)

伝茨田堤は京阪電鉄大和田駅北東約300mのところがございます。大阪府門真市宮野町175-23及び183-3に所在いたしまして、昭和49年3月29日に175-23が大阪府文化財保護条例により史跡指定されました。183-3は昭和58年5月2日に追加指定されました。面積は175-23が365.70㎡、183-3が177.27㎡、合計542.97㎡となっております。指定地は国有財産であるため、財務省近畿財務局から門真市が管理委託を受けております。

指定地は東西に細長く、ほぼ中央に延喜式内社堤根神社が鎮座し、指定地を二つに分けております。長さは東側にある175-23が東西に約47m、西側にある183-3が東西に約34mあります。幅は全域で約6～9mとなっております。

指定地の現状は南側の民家に接するところ以外は、金網フェンスで囲われ、東端と西端に開口部があり、この部分が自由に入出りできる公園となっております。

西側部分の公園部分につきましては、北側の市道とほぼ同じ高さとなっており、指定前に削平されたようでございます。

東側部分の公園部分は市道より高さ 0.4m、クスノキの巨樹のあるところは、高さ 1 mの土留めの柵があり、1.5m前後高くなっていますが、こちらは指定後に盛土が施されています。また、神社の西に接する部分長さ約 10mにつきましては、高さ 0.5mのコンクリートの土留めがあり、1m前後高くなっております。

伝茨田堤周辺は市街地化が進み、南側には民家とマンションが接しており、北側は幅員 5～6 mの市道が接し、東側は市道、西側は約 50 m²の更地に接し市道を挟んで公園になっております。

指定地内にはクスノキ・エノキの巨樹を含む樹木が多く茂り、史跡の構成要素として、歴史を感じさせる重要な景観となっております。

ご説明は以上でございますが、後ほど現地でもご説明させていただきます。

委員長：

説明が終わりました。なにか、質問などはございませんでしょうか。

藤本委員：

説明で盛土が施されている部分があると伺いましたが、それは何のために施したのでしょうか。

副参事：

後ほどご覧いただきます写真でおわかり頂けると思いますが、指定地内には 2 本のクスノキの巨樹がございます。根元の土が流出し根がむき出しになっておりました。樹木の保護のため、また景観上もよくないということで盛土されたのだと存じております。

藤本委員：

最近は現状の改変というのは？

副参事：

ございません。

委員長：

昔の資料などは大分残っているのですかね、保存運動のときのものと、府の指定と追加指定に到る資料がありますか。

地村総括主査

指定に関わる資料を探してはいるのですけれども、最終的な資料はファイルにしているのですが、その他についてはなかなか出てこないですね。

委員長：

府にいたときも見ていませんね。市のほうには残っていないですか？

常松：

保存運動をされていたときの史料類ですとか写真類は、かつて市史編纂をしていましたので、そこに若干の写真と保存運動のときの請願書は残っております。またそれも後ほどご覧いただけたらと思います。

委員長：

(伝茨田堤が) 近畿財務局の国有財産になっているということは、この部分だけということではなく、恐らく堤としてはもともと長くあったんでしょね。どう延びていたのかその辺が知りたい。

地村総括主査：

国有財産であるということから、おそらくもともとは長く残っていたのだと思いますね。

副参事

伝茨田堤が描かれております公図につきましては、資料6に付けております。これは明治時代の公図ですが、伝茨田堤のちょうどその場所が入っております。これの東と西に続く公図が多分あると思いますので、どの辺まで続くのか調べたいと思います。

委員長：

それによって河川との関係がある程度掴めそうですね。

藤本委員：

公図は明治何年くらいのものでしょうか。

副参事：

製作年がございませんので分かりませんが、提供を受けました市の土木課から明治時代のもので、公図としては一番古いものと伺っております。

藤本委員：

一般的に公図は法務局に整っていますので、そういう公図と比較して、それより新しいものなのか、古いものなのかわかりますし、法務局に保管されている公図が見やすい資料だと思いますので、それと比べましたら、明治何年くらいのものか、明治のものは少ないのでわかるかと思っております。

市の方では公図とか地積図を資料として集めておられますか。

副参事：

全部ではないと思いますが、市の土木課でできるだけ集めていると聞いております。

藤本委員：

市史編纂のときの地籍図などの史料はございますか。

常松：

市史編纂では地籍図は集めておりませんでしたけれども、この後案件3のところ、具体的なものをご覧いただきながらご説明をと思っております。先生方が思っておられるよりもう一世代古い、江戸時代のものを提示させていただきながらご説明したいと思っております。

委員長：

伝茨田堤の周辺は宮野遺跡でしたか、遺跡になっているのですかね。

副参事：

はい、史跡指定部分を含めて宮野遺跡になっております。史跡のすぐ西側は常称寺町に接しており、常称寺遺跡になっております。

委員長：

遺跡の時代はいつ頃ですか。

副参事：

宮野遺跡は、古墳時代から中世、常称寺遺跡は古墳時代と中世です。宮野遺跡の南側、大和田駅構内からは弥生時代の銅鐸が3個出土しております。宮野遺跡は古墳時代ばかりの遺跡ではなく、中世も結構出ますね。

本日の午前中、伝茨田堤の南東50mのところ、開発に伴う試掘調査をしまして、6世紀後半の須恵器等の土器が出土しました。

委員長：

少し広域の地形図が欲しいですね、水系が入ったような何か、次の委員会までに寝屋川あたりまで入った茨田堤の状況が捉えられる資料があれば助かります。

副参事：

資料をああたります。現地視察のときに確認していただけたらと思うのですが、ちょうど伝茨田堤のすぐ北側を古川という河川が流れております。伝茨田堤のすぐ東のところまで南に流れてきたものが、伝茨田堤のところから常称寺町の端まで約500mを東から西に流れ、そこから南に急に曲がっており、不自然な形になっております。何故そのような形になっているのかわからないのですが。

委員長：

この堤根神社は動いていないですよ。

副参事：

動いていないと思います。延喜式内社で堤防上にありますので。

藤本委員：

神社の西側にある寺は何という名前ですか。

常松：

景雲寺です。

藤本委員：

現在もここに 있습니까。

常松：

現在はマンションが建っておりまして、マンションの屋上に寺がございます。

委員長：

関連してすで入っておりますが、案件3「茨田堤関係資料について」であります。
事務局、説明をお願いします。

常 松：

案件3についてご説明いたします。

もうすでに先生方にお話いただいておりますが、先生方は考古学がご専門で、私は文献が専門でございますので、そちらのほうの立場で少しご説明いたします。

市史編纂過程ですとか、それ以後に出てまいりました史料類の中から、今日ご提示できるものとして一番秀逸な史料といたしましては、天保14年(1843)の村絵図がございます。絵図の右端に描かれてございますのが堤根神社でございます。緑色で塗ってあるところが堤筋、茨田堤が描かれておりますので、今から約170年前の常称寺の村中を堤が通っていたことがこれでわかります。これは天保14年の製作ですので、これはきっと上知令が関わっていると思われま。上知令が出されたときに、ここは旗本領でありましたので村絵図を描かせたのだと思います。

もう一つは少し年代が下がりますが明治2年の村明細帳といひまして、村のいろいろな施設を記したものでございます。その中に古川通り請堤という堤の名前が出てまいりまして、それが茨田堤だろうと考えております。河川堤防ではなくて、請堤というのは若干内陸地に造る堤防をいひます。史料に少し寸法が書いておりまして、その寸法が大体300mと記されております。文献からはそのように茨田堤を読み取っております。

他にも同じような絵図が何点かございまして、これは文久ですから幕末でございますが、これは同じような形で黄色で堤筋を表現しておりまして、村を越えて広がっていつているというのがわかってきます。

これに関しましては、本市には両隣の村の史料がありませんので、寝屋川市域まで調査を広げまして、寝屋川市史編纂の過程の史料から堤の状態が分からないかと問い合わせしております。

後は追加指定されたおりの保存運動に関する写真、新聞の切り抜き、平成15年に史跡の西に接する道路で水道工事の際の立会調査の写真がございます。また後ほどゆっくりご覧下さい。

埋蔵だけではなく、文献の方からも裏打ちをさせてもらえればよりよいと思ひまして、現在作業を進めております。ご入用の史料がございましたら、コピーやデジタル化いたしました史料をご活用いただけたらと思ひます。以上でございます。

委員長：

今のご説明に対し、なにか質問などはございませんでしょうか。

(写真や絵図を見ながら意見交換)

委員長：

続いて、案件4に移らせてもらってよろしいでしょうか。「史跡伝茨田堤発掘調査について」であります。
事務局、説明をお願いします。

副参事：

発掘調査につきましては委員会でご承認をいただきましたら、ただちに大阪府教育委員会文化財保護課に史跡の現状変更届を提出し、許可後発掘調査の準備を進めてまいります。調査は一般競争入札により埋蔵文化財発掘調査の専門業者に業務委託を考えております。調査を指導します調査員（学芸員）でございますが、これにつきましては歴史資料館で採用し、埋蔵文化財専門職員とともに発掘調査の指導をしてまいりたいと考えております。

発掘調査の期間でございますが、11月の中旬頃から12月の上旬ごろを考えており、調査途中の土曜日から日曜日に現地見学会を1日予定しております。

発掘調査の方法でございますが、史跡指定地内に幅1mのトレンチ2本と幅1.5mのトレンチを南北方向に、堤を横断する形で設ける予定です。幅1.5mのトレンチでございますが、ここの部分は土盛が施されているということで、1m幅ではもたないと判断しそのようにいたしました。また、樹木の根がかなり入っていることが予測され、実際に掘ってみないと計画通り発掘できるかどうかわからない状況となっております。現地の状況から重機の導入は難しく、すべて人力掘削で発掘調査を進めてまいりたいと考えております。

次に調査の位置でございますが、地形と樹木等の制約を受けます。後ほど現地でもご確認いただきたいと存じますが、東側公園部分、クスノキの巨樹の間、西側公園部分西よりの樹木の少ないところを考えております。以上でございます。

委員長：

私事ですが、12月7日から10日間都合がつかないことをご了解願います。

副参事：

了解いたしました。市といたしましては、10月から11月上旬は多くの行事がございまして、それが一段落いたしましたら発掘調査に入るよう考えております。

委員長：

史跡の現状変更の手続きについて確認したいのですが。

地村総括主査：

現状変更申請については、目的も手法も明確ですから、書類を出す手続きの期間だけ充分確保していただければ、手続きとしては問題ないと考えています。

委員長：

わかりました。それでは発掘調査について、ご意見ございませんか。

(異議なしの声)

委員長：

案件4の発掘調査については承認されました。

他にないようでしたら、「その他」に移らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

補佐：

次回第2回の指導委員会でございますが、平成25年2月を予定しており、改めて日程調整のうえご連絡させていただきます。

委員長：

他にご意見等ございませんでしょうか？

無いようですので、本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。

長時間どうもありがとうございました。

課長：

ありがとうございました。これより伝茨田堤の視察を行います。委員の皆様は下に車をご用意しておりまのでご乗車下さい。出発は午後2時40分とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

－ 終 了 －